

防府市中心市街地活性化リノベーション資金融資要綱

平成31年4月1日施行

(目的)

第1条 この要綱は、中心市街地（旧中心市街地活性化基本計画に定める区域）において空き店舗等を改修し出店する場合の改修費等の資金を融資することにより、中心市街地への出店を促進し、事業機会の拡大と中心市街地の活性化を図り、もって本市産業の振興発展に寄与することを目的とする。

(融資対象者)

第2条 融資の対象となる者は、次の（１）、（２）の何れかの者で（３）以下の要件を備える者でなければならない。

- （１） 市内に主たる事業所を有し、事業を営んでいる者
- （２） 融資を決定しようとするときにおいて市内で開業する具体的な計画があり、かつ、融資を実行しようとするときにおいて当該事業に着手していることが明らかであること
- （３） 中心市街地（旧中心市街地活性化基本計画に定める区域）において空き店舗等の改修をおこなう者
- （４） 融資の申込みをしたときにおいて18歳以上の者（法人にあっては、その代表者が18歳以上であること。）
- （５） 第2号の計画又は開業後の事業運営について、防府商工会議所（以下「会議所」という。）による経営指導を受け、かつ、融資の申し込みに係る会議所からの推薦を受けている者
- （６） 市税等（法人にあっては、その代表者の市町村税等）を完納している者
- （７） 山口県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象業種を開業しようとする者又は開業している者
- （８） 当該事業に係る必要な許可又は認可を受けている者
- （９） その他市長が特に必要と認める要件に該当する者

2 前項第9号に規定する市長が特に必要と認める要件とは、第7条第2項に規定する審査会が融資対象者に対し付す要件をいう。

(融資金の使途)

第3条 融資金の使途は、空き店舗等の改修等に要する運転資金及び設備資金とする。

(融資の条件等)

第4条 融資の条件は、次のとおりとする。

(1) 融資限度額 1, 500万円

(2) 融資利率

イ 防府市まちなか魅力創出支援事業補助金を、表参道周辺区域での事業として交付決定を受けている場合

償還期間5年以内 年1. 4% 償還期間5年超 年1. 5%

ロ その他の場合

償還期間5年以内 年1. 5% 償還期間5年超 年1. 6%

(3) 保証料率 保証協会所定の率とする

(4) 償還期間

イ 運転資金 7年以内

ロ 設備資金 10年以内

ハ 運転資金と設備資金の併用 10年以内

(5) 返済方法

イ 月賦償還を原則とする。

ロ 運転資金は、12箇月以内の据置期間を置くことができる。

ハ 設備資金及び運転資金と設備資金の併用は、24箇月以内の据置期間を置くことができる。

(6) 連帯保証人 原則として、法人の代表者以外は不要とする。ただし、保証料率の上乗せによる経営者保証の代替手法を活用する場合、連帯保証人は不要とする。

(7) 担保 原則として徴しない。

(8) 融資方法

イ 償還期限1年未満手形貸付け

ロ 償還期限1年以上証書貸付け

(9) 指定金融機関

- イ 東山口信用金庫本店及び防府市内各支店
- ロ 山口銀行防府市内各支店
- ハ 西京銀行防府市内各支店
- ニ 広島銀行防府市内各支店及びビジネスコンサルセンター
- ホ もみじ銀行防府市内各支店
- ヘ 萩山口信用金庫防府市内各支店

(申込手続)

第5条 融資を受けようとする者は、市長が別に定める防府市振興資金融資申込書を会議所に提出しなければならない。

(融資の審査)

第6条 会議所は、融資の適正を期するため、融資審査会（以下「審査会」という。）を設けなければならない。

- 2 会議所は、審査の組織及び運営に関する事項を定めようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(融資の決定)

第7条 融資の決定をしようとするときは、審査会の審査を経てするものとする。

- 2 審査会は、融資の決定をしようとするときにおいて、融資対象者に対し、自己資金等について条件を付することができる。
- 3 会議所は、前項の審査に必要な資料を作成し、審査会に提出するものとする。

(保証料補給)

第8条 市は、予算の範囲内において保証料を保証協会に対して補給するものとする。

(原資預託等)

第9条 市は、この制度の円滑な運用を図るため、毎年度予算の範囲内において会議所に対し融資に係る原資を無利子で預託するものとし、取扱金融機関は当該預託額の5倍以上の額の融資残高を保有するよう努めなければならない。

- 2 前項に規定する預託は、前年度の2月末現在の当該資金の融資残高をもとに会議所との協議により定めたうえ預託契約を結び実施するものとし、毎年度3月31日に回収する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月3日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に融資を決定した資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年3月15日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に融資を決定した資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に融資を決定した資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に融資を決定した資金については、なお従前の例による。